



特定非営利活動法人つばさ福祉の会
定 款

平成27年 1月 8日 作 成

平成27年 3月25日 認 証

平成27年 4月 1日 法人設立

特定非営利活動法人つばさ福祉の会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人つばさ福祉の会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区羽沢南三丁目34番29号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、日常生活において援助が必要な高齢者、障害児者その他の援助を必要とする人々に対し、相互扶助及び住民参加の精神に基づき、地域に根差した福祉及び介護に関するサービス等を提供し、もって人々が安心して暮らすことができる社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ボランティア関連事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (3) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- (5) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく第一号事業
- (7) 障害福祉サービス事業
- (8) 地域生活支援事業
- (9) 相談支援事業
- (10) 介護・障害福祉サービス関連事業
- (11) 福祉に関する情報提供事業
- (12) 道路運送法に基づく福祉有償運送事業
- (13) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次に掲げる2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同して入会し、本法人の活動を推進する個人及び団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 賛助会員

本法人の目的に賛同して入会し、本法人の活動を援助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 本法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に対し、申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき。

- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに
応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会
することができる。

(除 名)

第11条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、総会において
正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この
場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 本法人には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上7名以内
 - (2) 監 事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以
内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等
以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならな
い。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅
滞なく、これを補充しなければならない。

(職 務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本定款の規定及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条** 役員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第19条 本法人の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金及びその他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織及び運営等に関する事項
- (10) その他本法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合には、この限りでない。

2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、本定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種類とする。

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種類とする。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、当該年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 本法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(長期借入金)

第50条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第52条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合 併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 本法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | |
|------|-----|-----|
| 理事長 | 青 木 | 明 子 |
| 副理事長 | 青 木 | 聡 |
| 理 事 | 小 山 | 治 美 |
| 同 | 古 山 | 由美子 |
| 同 | 切 木 | めぐみ |
| 同 | 浅 野 | 照 |
| 監 事 | 菊 地 | 幸 絵 |
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年9月30日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年9月30日までとする。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

| | | | |
|-----|-------|----|----------------|
| | 正 会 員 | 個人 | 1口金1万円（1口以上） |
| | | 団体 | 1口金5万円（1口以上） |
| | 賛助会員 | なし | |
| (2) | 年会費 | | |
| | 正 会 員 | 個人 | 1口金1万円（1口以上） |
| | | 団体 | 1口金5万円（1口以上） |
| | 賛助会員 | 個人 | 1口金5000円（1口以上） |
| | | 団体 | 1口金1万円（1口以上） |

附 則

本定款は、平成28年2月23日から施行する。

本定款は、令和6年12月19日から施行する。

本定款は、 年 月 日から施行する。

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人つばさ福祉の会

1 事業活動方針

本法人は、日常生活において援助が必要な高齢者、障害児者その他の援助を必要とする人々に対し、相互扶助及び住民参加の精神に基づき、地域に根差した福祉及び介護に関するサービス等を提供し、もって人々が安心して暮らすことができる社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を計画実施する。

本年度は、事業活動において人員拡充と業務負担軽減を図り、さらに地域社会へ貢献できるよう活動する方針である。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ボランティア関連事業

ア 地域ボランティア活動

- | | | | |
|--------|--------------------------------|--------|---------|
| ・内 容 | 地域イベントや地域づくり活動に対するボランティア活動を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年（詳細未定） | | |
| ・場 所 | 羽沢町及び隣接地 | ・対 象 者 | 地域の活動団体 |
| ・従事者人員 | 3名 | ・支出見込額 | 金5万円 |

イ 移送ボランティア活動

- | | | | |
|--------|----------------------------|--------|--------|
| ・内 容 | 地域の高齢者向けに対する移送ボランティア活動を行う。 | | |
| ・日 時 | 月10回程度 | | |
| ・場 所 | 羽沢町及び隣接地 | ・対 象 者 | 地域住民の方 |
| ・従事者人員 | 3名 | ・支出見込額 | 金5万円 |

② 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

ア 居宅介護支援事業

- | | | | |
|--------|------------------------------|--------|---------|
| ・内 容 | ケアプラン作成や、介護・医療関係者との連絡調整等を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 6名 | ・支出見込額 | 金2795万円 |

③ 介護保険法に基づく介護予防支援事業

ア 介護予防支援事業

- | | | | |
|--------|----------------|--------|-------|
| ・内 容 | 居宅介護支援事業と同様。 | | |
| ・日 時 | 3ヵ月(R8.6~R8.9) | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 6名 | ・支出見込額 | 金55万円 |

④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

ア 訪問介護事業

- | | | | |
|--------|---|--------|---------|
| ・内 容 | 訪問介護員による入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 18名 | ・支出見込額 | 金1450万円 |

⑤ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- | | | | |
|--------|------------------------|--------|------|
| ・内 容 | 新規事業に向けて体制を整える。準備を進める。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 1名 | ・支出見込額 | 金0万円 |

⑥ 介護保険法に基づく第一号事業

ア 訪問型サービス事業

- | | | | |
|--------|------------|--------|--------|
| ・内 容 | 訪問介護事業と同様。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 15名 | ・支出見込額 | 金450万円 |

⑦ 障害福祉サービス事業

ア 居宅介護事業

- | | | | |
|--------|------------|--------|---------|
| ・内 容 | 訪問介護事業と同様。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 22名 | ・支出見込額 | 金1750万円 |

イ 同行援護事業

- | | | | |
|--------|--|--------|-------|
| ・内 容 | 視覚障害者の外出に付き添い、必要な情報の提供、外出する際に必要な援助を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 6名 | ・支出見込額 | 金80万円 |

ウ 重度訪問介護事業

- | | | | |
|--------|--|--------|--------|
| ・内 容 | 重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする方に、自宅内において必要な介護や、外出時における移動介護を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 14名 | ・支出見込額 | 金550万円 |

エ 行動援護事業

- | | | | |
|--------|--|--------|---------|
| ・内 容 | 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方に付き添い、外出行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 32名 | ・支出見込額 | 金5060万円 |

⑧ 地域生活支援事業

ア 移動支援事業

- | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|---------|
| ・内 容 | 障害のある方に付き添い、円滑に外出できるよう移動中の支援を行う。 | | |
| ・日 時 | 通 年 | | |
| ・場 所 | 横浜市内 | ・対 象 者 | 横浜市民 |
| ・従事者人員 | 30名 | ・支出見込額 | 金1450万円 |

⑨ 相談支援事業

- | | | | |
|------|------------------------|--|--|
| ・内 容 | 新規事業に向けて体制を整える。準備を進める。 | | |
|------|------------------------|--|--|

- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 1名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金0万円

⑩ 介護・障害福祉サービス関連事業

ア 生活支援事業

- ・内 容 在宅の高齢者・障害者が、介護に頼らずに自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、ちょっとした困りごとに対する支援を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 羽沢町及び隣接地
- ・従事者人員 5名
- ・対 象 者 地域住民の方
- ・支出見込額 金5万円

⑪ 福祉に関する情報提供事業

- ・内 容 認知症や障害に関する勉強会の企画、開催及び運営を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 3名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金3万円

⑫ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業

ア 福祉有償運送事業

- ・内 容 自動車を使用して、障害児者及び要介護者の目的地までの移送支援を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 5名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金20万円

以 上

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人つばさ福祉の会

1 事業活動方針

本法人は、日常生活において援助が必要な高齢者、障害児者その他の援助を必要とする人々に対し、相互扶助及び住民参加の精神に基づき、地域に根差した福祉及び介護に関するサービス等を提供し、もって人々が安心して暮らすことができる社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を計画実施する。

本年度は、事業活動において人員拡充と業務負担軽減を図り、さらに地域社会へ貢献できるよう活動する方針である。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ボランティア関連事業

ア 地域ボランティア活動

- ・内 容 地域イベントや地域づくり活動に対するボランティア活動を行う。
- ・日 時 通 年（詳細未定）
- ・場 所 羽沢町及び隣接地
- ・従事者人員 3名
- ・対 象 者 地域の活動団体
- ・支出見込額 金5万円

イ 移送ボランティア活動

- ・内 容 地域の高齢者向けに対する移送ボランティア活動を行う。
- ・日 時 月10回程度
- ・場 所 羽沢町及び隣接地
- ・従事者人員 3名
- ・対 象 者 地域住民の方
- ・支出見込額 金5万円

② 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

ア 居宅介護支援事業

- ・内 容 ケアプラン作成や、介護・医療関係者との連絡調整等を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 6名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金2650万円

③ 介護保険法に基づく介護予防支援事業

ア 介護予防支援事業

- ・内 容 居宅介護支援事業と同様。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 6名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金220万円

④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

ア 訪問介護事業

- ・内 容 訪問介護員による入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 18名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金1450万円

⑤ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- ・内 容 新規事業に向けて体制を整える。準備を進める。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 1名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金0万円

⑥ 介護保険法に基づく第一号事業

ア 訪問型サービス事業

- ・内 容 訪問介護事業と同様。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 15名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金450万円

⑦ 障害福祉サービス事業

ア 居宅介護事業

- ・内 容 訪問介護事業と同様。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 22名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金1750万円

イ 同行援護事業

- ・内 容 視覚障害者の外出に付き添い、必要な情報の提供、外出する際に必要な援助を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 6名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金80万円

ウ 重度訪問介護事業

- ・内 容 重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする方に、自宅内において必要な介護や、外出時における移動介護を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 14名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金550万円

エ 行動援護事業

- ・内 容 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方に付き添い、外出行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 32名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金5060万円

⑧ 地域生活支援事業

ア 移動支援事業

- ・内 容 障害のある方に付き添い、円滑に外出できるよう移動中の支援を行う。
- ・日 時 通 年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 30名
- ・対 象 者 横浜市民
- ・支出見込額 金1450万円

⑨ 相談支援事業

- ・内 容 新規事業に向けて体制を整える。準備を進める。
- ・日 時 通 年

・場 所 横浜市内
・従事者人員 1名
・対 象 者 横浜市民
・支出見込額 金0万円

⑩ 介護・障害福祉サービス関連事業

ア 生活支援事業

・内 容 住宅の高齢者・障害者が、介護に頼らずに自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、ちょっとした困りごとに対する支援を行う。
・日 時 通 年
・場 所 羽沢町及び隣接地
・従事者人員 5名
・対 象 者 地域住民の方
・支出見込額 金5万円

⑪ 福祉に関する情報提供事業

・内 容 認知症や障害に関する勉強会の企画、開催及び運営を行う。
・日 時 通 年
・場 所 横浜市内
・従事者人員 3名
・対 象 者 横浜市民
・支出見込額 金3万円

⑫ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業

ア 福祉有償運送事業

・内 容 自動車を使用して、障害児者及び要介護者の目的地までの移送支援を行う。
・日 時 通 年
・場 所 横浜市内
・従事者人員 5名
・対 象 者 横浜市民
・支出見込額 金20万円

以 上

活動予算書

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人つばさ福祉の会

(単位:円)

| 科目 | 金額 | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 30,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 6,000 | 36,000 | |
| 2. 受取寄附金 | | 0 | |
| 3. 受取助成金等 | | 0 | |
| 4. 事業収益 | | 145,000,000 | |
| 5. その他収益 | | 315,000 | |
| 経常収益計 | | | 145,351,000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | 85,000,000 | | |
| 賞与 | 16,000,000 | | |
| 法定福利費 | 12,000,000 | | |
| 通勤費 | 4,500,000 | | |
| 福利厚生費 | 1,200,000 | | |
| 人件費計 | 118,700,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 530,000 | | |
| 旅費交通費 | 700,000 | | |
| 車両費 | 300,000 | | |
| 車両運搬費 | 500,000 | | |
| 消耗品費 | 3,000,000 | | |
| 修繕費 | 1,000,000 | | |
| 水道光熱費 | 350,000 | | |
| 地代家賃 | 4,050,000 | | |
| 減価償却費 | 1,750,000 | | |
| 保険料 | 1,300,000 | | |
| 採用教育費 | 4,500,000 | | |
| 支払利息 | 100,000 | | |
| その他経費計 | 18,080,000 | | |
| 事業費計 | | 136,780,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | 5,860,000 | | |
| 人件費計 | 5,860,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| その他経費計 | 0 | | |
| 管理費計 | | 5,860,000 | |
| 経常費用計 | | | 142,640,000 |
| 当期経常増減額 | | | 2,711,000 |
| III 経常外収益 | | | |
| 1. 固定資産売却益 | | 0 | |
| 経常外収益計 | | | 0 |
| IV 経常外費用 | | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 | |
| 経常外費用計 | | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | | 2,711,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 21,359,664 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 24,070,664 |

活動予算書

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

特定非営利活動法人つばさ福祉の会

(単位:円)

| 科目 | 金額 | |
|-------------|-------------|-------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 30,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 6,000 | 36,000 |
| 2. 受取寄附金 | | 0 |
| 3. 受取助成金等 | | 0 |
| 4. 事業収益 | | 145,000,000 |
| 5. その他収益 | | 315,000 |
| 経常収益計 | | 145,351,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給料手当 | 85,200,000 | |
| 賞与 | 16,000,000 | |
| 法定福利費 | 12,000,000 | |
| 通勤費 | 4,500,000 | |
| 福利厚生費 | 1,200,000 | |
| 人件費計 | 118,900,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 会議費 | 530,000 | |
| 旅費交通費 | 700,000 | |
| 車両費 | 300,000 | |
| 車両運搬費 | 500,000 | |
| 消耗品費 | 3,000,000 | |
| 修繕費 | 1,000,000 | |
| 水道光熱費 | 350,000 | |
| 地代家賃 | 4,050,000 | |
| 減価償却費 | 1,750,000 | |
| 保険料 | 1,300,000 | |
| 採用教育費 | 4,500,000 | |
| 支払利息 | 100,000 | |
| その他経費計 | 18,080,000 | |
| 事業費計 | | 136,980,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 5,860,000 | |
| 人件費計 | 5,860,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| その他経費計 | 0 | |
| 管理費計 | | 5,860,000 |
| 経常費用計 | | 142,840,000 |
| 当期経常増減額 | | 2,511,000 |
| III 経常外収益 | | |
| 1. 固定資産売却益 | | 0 |
| 経常外収益計 | | 0 |
| IV 経常外費用 | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | 2,511,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 24,070,664 |
| 次期繰越正味財産額 | | 26,581,664 |